

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(1) 法適用企業

(ア) 資金の不足額 = 流動負債 + 建設改良費等以外の経費のための地方債現在高 - 流動資産

(イ) 事業の規模 = 営業利益の額 - 受託工事収益の額

(単位:千円)

	水道事業会計	工業用水道 事業会計
流動負債	109,721	377
建設改良費等以外の経費 のため地方債残高	0	0
流動資産	1,182,763	44,831
資金の不足額 + - (分子)	-1,073,042	-44,454
営業利益の額	642,378	44,045
受託工事収益の額	2,747	0
事業の規模 - (分母)	639,631	44,045

いずれも資金不足額なし

(2) 法非適用企業

(ア) 資金の不足額 = 歳出額 - (歳入額 - 翌年度に繰り越すべき財源)

(イ) 事業の規模 = 営業利益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(単位:千円)

	簡易水道事業 特別会計	生活排水処理 事業特別会計	清嵐荘事業 特別会計
歳出額	649,626	3,047,596	33,716
歳入額	653,955	3,050,621	33,794
翌年度に繰り越すべき財源	2,147	0	0
資金の不足額 - + (分子)	-2,182	-3,025	-78
営業利益の額	156,369	429,098	13,558
受託工事収益の額	12,823	5,808	0
事業の規模 - (分母)	143,546	423,290	13,558

いずれも資金
不足額なし